

が疾対第 1534 号
令和 3 年 6 月 14 日

一般社団法人
神奈川県精神科病院協会会長 様

神奈川県健康医療局保健医療部
精神保健医療担当課長
(公 印 省 略)

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部改正
(案)」に対する意見募集の結果について (通知)

本県の精神保健医療の推進につきましては、平素から特段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、「『精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部改正 (案)』に対する意見の募集について (通知)」(令和 3 年 4 月 27 日が疾対第 1281 号) によりお知らせし、令和 3 年 5 月 6 日から令和 3 年 6 月 5 日までの期間に意見を募集しましたが、提出された意見はありませんでした。御協力頂き、誠にありがとうございました。

なお、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行します。

問合せ先
がん・疾病対策課
精神保健医療グループ 佃
電話 (045) 210-4727



第2号様式の2-1

公表事項一覧表（Ⅱ結果の公表－(b)－i）

■「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部改正（案）」に関する意見募集の結果について

公表日 令和3年6月29日

（公表の趣旨）

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部改正（案）」に関する意見募集につきましては、広く県民の皆様からご意見を募集しましたが、提出されたご意見はありませんでした。

今後とも県行政にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

■ 1 意見募集期間

令和3年5月6日（木曜日）から令和3年6月5日（土曜日）

■ 2 規則等の公布日（公表日）

令和3年6月29日（火曜日）

■ 3 意見募集結果の公表方法

- ・ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/pub/c1148605.html>)
- ・県政情報センター、各地域県政情報コーナー、各保健福祉事務所及び保健福祉事務所各センター、精神保健福祉センター、がん・疾病対策課窓口での印刷物による縦覧

■ 4 提出意見及びこれに対する県の考え方、関係資料等

提出されたご意見はありませんでしたので、当初の案のとおり、規則の一部改正を行うこととしました。

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則の概要
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則 新旧対照表

■ 5 その他

施行日は令和3年7月1日とします。

■ 問合せ先

健康医療局保健医療部がん・疾病対策課精神保健医療グループ

電話 045-210-4727 ファクシミリ 045-210-8860

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部 を改正する規則の概要

1 改正する規則の名称

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則
(昭和 40 年神奈川県規則第 95 号)

2 改正の理由

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」(平成 7 年 6 月 16 日厚生事務次官通知)が一部改正され、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 31 条第 1 項の規定による入院の費用徴収額の所得割の額の算定方法が変更され、令和 3 年 7 月の算定分から適用されることとなった。

従前の厚生事務次官通知では、未婚のひとり親を地方税法上の寡婦又は寡夫とみなして所得割の額を算定していたが、地方税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 5 号)による税制改正により、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しが行われ、厚生事務次官通知によるみなし適用が不要となった。

本県における費用徴収額の所得割の額の算定方法については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則で定めていることから、所要の改正を行う。

3 改正の内容

所得割の額の算定方法について、厚生事務次官通知の改正に伴い、寡婦控除等のみなし適用に係る規定の削除(第 13 条第 3 号関係)

4 施行日

令和 3 年 7 月 1 日

ただし、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の規定は、令和 3 年 7 月分以後の措置入院に要する費用について適用し、令和 3 年 6 月分以前の措置入院に要する費用については、なお従前の例による。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則（昭和40年神奈川県規則第95号）の一部を次のように改正する。

第13条第3号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の規定は、令和3年7月分以後の措置入院に要する費用について適用し、令和3年6月分以前の措置入院に要する費用については、なお従前の例による。

新旧対照表

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則

新	旧
<p>第1条～第12条 (略) (所得割の算定方法)</p> <p>第13条 前条に規定する所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略) (削除)</p> <p>第14条～第21条 (略)</p>	<p>第1条～第12条 (略) (所得割の算定方法)</p> <p>第13条 前条に規定する所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 入院費負担者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、当該者を寡婦又は寡夫とみなして、次のア又はイに定めるところとする。</p> <p>ア 地方税法第295条第1項第2号の規定に該当する者である場合は、所得割の額は、0とする。</p> <p>イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号(同条第3項に該当する者である場合は、同項)に規定する額に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。</p> <p>第14条～第21条 (略)</p>